

お知らせ

軽自動車税の税額等が 変わります

問総合政策部税務課☎(57)4123

税制改正に伴い、平成28年度から軽自動車税の税額等が変わります。

原動機付自転車・2輪の軽自動車など

◎平成28年度から次の税額となります

区分		税額	区分	税額	
原付	一種(50cc以下)	2,000円	二輪の小型自動車	6,000円	
	二種(90cc以下)	2,000円	小型特殊	二輪	2,400円
	二種(125cc以下)	2,400円		四輪(1,000cc以下)	2,400円
軽自動車	二輪	3,600円	農耕作業用	四輪(1,000cc超)	2,400円
			その他	コンバイン	2,400円
	ポート・トレーラー	3,600円	ミニカー	3,700円	

3輪・4輪の軽自動車

自動車検査証に記載されている最初の新規検査年月により、

税額が異なります。また、平成27年4月～平成28年3月新規登録車で、燃費性能など一定の要件を満たしたのものについては、平成28年度分の軽自動車税について、軽課が適用される場合があります。

区分	旧税額	新税額	重課	軽課			
				①	②	③	
軽自動車	三輪	3,100円	3,900円	4,600円	3,000円	2,000円	1,000円
四輪	乗用(自家用)	7,200円	10,800円	12,900円	8,100円	5,400円	2,700円
	貨物(自家用)	4,000円	5,000円	6,000円	3,800円	2,500円	1,300円
	乗用(営業用)	5,500円	6,900円	8,200円	5,200円	3,500円	1,800円
	貨物(営業用)	3,000円	3,800円	4,500円	2,900円	1,900円	1,000円

◎平成27年3月31日以前に新規登録された車→新規登録後13年が経過するまで、旧税額となります
 ◎平成27年4月1日以降に新規登録された車→新税額となります。
 ◎新規登録から13年を経過した車→重課が適用されます。
 ◎軽課が適用される車 ①(乗用)H32年度燃費基準達成車 (貨物)H27年度燃費基準+15%達成車
 (平成27年4月～平成28年3月新規登録車に限る) ②(乗用)H32年度燃費基準+20%達成車 (貨物)H27年度燃費基準+35%達成車
 ※①②いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る。
 ③電気自動車及び天然ガス自動車(平成21年排出ガス10%低減)

◎寄附金の受入状況

寄附金の活用を希望する事業	件数
①子どもの健全育成、子育て支援事業	6件
②安全安心なまちづくり事業	5件
③高齢者の生きがい、健康づくり事業	10件
④歴史・文化・スポーツ振興事業	2件
⑤野木町煉瓦窯保存事業	7件
⑥まちづくり全般	15件
①～⑥以外の事業	1件
合計	45件

※事業件数は複数選択可能なため寄附件数と一致しません

◎ご寄附いただいた方

田中 省三 様
海老沼富美子様
金子 努 様
田村 佳英 様
木幡 聡美 様
加藤 健志 様
福田 匡孝 様
大橋 達夫 様
針谷すみ子 様
館野 留夫 様

※氏名公表を希望されなかつた方 23名

ふるさと野木町を応援いただき、誠にありがとうございました。平成27年度中は34件・総額61万9千円のご寄附をいただきました。(平成28年3月31日現在)

ふるさと応援寄附金 (ふるさと納税)の寄附 受入状況を公表します

問総合政策部政策課☎(57)4116

土地区画整理事業の施行地区となるべき区域の公告・縦覧をします

問産業建設部都市整備課☎(57)4157

野木第二工業団地土地区画整理組合を設立しようとする者から設立準備のため、土地区画整理法に規定する申請がありましたので、公告及び縦覧をします。なお、施行地区となるべき区域内の宅地について未登記の借地権を有する方は、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告してください。

◆施行地区となるべき区域を表示する図面の縦覧

縦覧期間

5月6日(金)～5月19日(木)
※平日の8時30分～17時15分

縦覧場所

町産業建設部都市整備課

◆未登記借地権の申告について

申告内容 未登記の借地権を有する方は、借地権がある土地の登記簿登記事項、借地権の種類・内容を関係図書添えて、土地所有者と連署して申告してください。
 ※申告書の様式は縦覧場所にあります。

申告期限

5月6日(金)～6月5日(日)